

兵庫県公報

平成23年8月5日 金曜日 第2309号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	1
○ 県営土地改良事業計画の決定及び関係書類の縦覧（同）	2
○ 保安林の指定（豊かな森づくり課）	2
○ 保安林の指定施業要件の変更予定通知（同）	2
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	4
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	6
○ 宅地建物取引業法に基づく行政処分（都市政策課）	9
○ 宅地建物取引業法に基づく聴聞の実施（同）	9
○ 土地区画整理事業の換地処分完了の届出（市街地整備課）	9

公 告	ページ
○ 特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（県民生活課）	9
○ 特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	10
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	12
○ 大規模小売店舗の新設に関する届出（淡路県民局）	12
○ 落札者等の公示（県立大学）	13
○ 同 上（同）	14

告 示

兵庫県告示第840号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成23年8月5日

兵庫県知事 井戸敏三

小宅統合土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 嶋 悟	たつの市龍野町島田232番地 5
同	谷 郷 友 朗	同 市龍野町日飼285番地
同	浦 田 義 和	同 市龍野町中村88番地
同	西 田 尚 平	同 市誉田町広山364番地
同	玉 田 義 朗	揖保郡太子町佐用岡869番地 3
同	森 澤 榮 彦	同 郡同 町東保391番地 7
監 事	山 口 重 幸	たつの市龍野町島田29番地 2
同	頃 安 芳 勝	同 市龍野町宮脇93番地
同	山 本 明	同 市誉田町内山151番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	中 嶋 悟	たつの市龍野町島田232番地 5
同	谷 郷 友 朗	同 市龍野町日飼285番地
同	浦 田 義 和	同 市龍野町中村88番地
同	西 田 尚 平	同 市誉田町広山364番地
同	稗 田 享	揖保郡太子町松尾304番地
同	森 澤 榮 彦	同 郡同 町東保391番地 7
監 事	山 口 重 幸	たつの市龍野町島田29番地 2
同	頃 安 芳 勝	同 市龍野町宮脇93番地
同	桑 野 英 機	同 市誉田町福田609番地



兵庫県告示第841号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第 1 項の規定により、次の県営土地改良事業を行うため、土地改良事業計画を平成23年 7 月25日に定めたので、土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

この計画について不服がある場合には、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、兵庫県知事に対して異議申立てをすることができる。

さらに、当該異議申立てに係る決定書を受け取った日の翌日から起算して 6 か月以内に、神戸地方裁判所に對し、兵庫県を被告として、当該決定の取消しの訴えを提起することができる。

なお、この処分については、同条第10項の定めにより、この処分についての異議申立てに係る決定に対してのみ取消しの訴えを提起することができる。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

事 業 名	地 区 名	縦覧の期間	縦覧の場所
ため池等整備事業（一般） ため池整備工事 大規模	昭和池地区	平成23年 8 月 5 日から 同 月25日まで	加東市役所



兵庫県告示第842号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の 2 第 1 項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林の所在場所
宝塚市切畑字長尾山19の15
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、阪神北県民局阪神農林振興事務所及び宝塚市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第843号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の 3 において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次

のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町中山字奥山157の11から157の27まで、157の34
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第844号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町坂野字トドロキ33の1、33の6から33の8まで、33の21、581の1
 - 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第845号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町唐川字大谷44の2
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第846号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町唐川字大谷43の1、614

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第847号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8月 5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町唐川字大谷44の1、44の3、45の1、46の1、607の2

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第848号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町唐川字大谷44の4、45の1、46の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第849号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町唐川字大谷44の4、45の2、46の2、字細谷48の1、字小ノ谷65、字一ノ谷80の1、80の2、字八取81の1
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第850号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
豊岡市但東町唐川字小ノ谷65（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第851号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

豊岡市但東町唐川字一ノ谷80の1（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第852号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

住友精化株式会社別府工場

加古郡播磨町宮西346番地の1

別府工場長 重 田 裕 基

(2) 工場又は事業場の名称及び所在地

住友精化株式会社別府工場

加古郡播磨町宮西346番地の1

(3) 特定施設に関する事項

種	類	46号イ 水洗施設－製品1	46号イ 水洗施設－製品2		
能	力	容量18m ³	同 左		
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後16日	同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	同 左		
使用時間の季節的変動の概要		なし	同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	12	12	7	7
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10,000未満	10,000未満	100	100
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	10	10	20	20
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
ジクロロメタン (単位 mg/L)	—	—	—	—	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		4.7	4.7	2.4	2.4

備考 既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

46号イ 水洗施設－製品3		71号の5 ジクロロメ タンの洗浄施設(46号イ 水洗施設)－製品4	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
同 左		同 左	
通 常	最 大	通 常	最 大
12	12	1	1
—	—	—	—
10,000	10,000	49,000	49,000
10	10	5未満	5未満
—	—	980	980
—	—	—	—
—	—	18,000	18,000
2.5	2.5	0.5	0.5

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成23年 8 月 5 日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び加古郡播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第853号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項第9号の規定により、次のとおり処分した旨東播磨県民局長から報告があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 被処分者

商号又は名称 有限会社大興殖産
 代表者氏名 山 本 清 云
 事務所所在地 加古川市野口町二屋26－7
 免 許 番 号 兵庫県知事(5)第400756号
 免 許 年 月 日 平成19年 6 月 29 日

2 処分の内容

免許の取消し



兵庫県告示第854号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第69条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨中播磨県民局長から報告があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 日時

平成23年 8 月 18 日（木）午前10時から午前11時まで

2 場所

姫路市北条1－98 兵庫県姫路総合庁舎 5階501会議室

3 被聴聞者

商号又は名称 株式会社エステート・パートナー
 代表者氏名 江 端 和 義
 事務所所在地 姫路市安田4－71
 免 許 番 号 兵庫県知事(1)第451296号
 免 許 年 月 日 平成22年 8 月 30 日



兵庫県告示第855号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、上郡町竹万土地区画整理組合から西播都市計画事業竹万土地区画整理事業の換地処分完了の届出があった。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局県民生活課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請を受け付けた年月日から2月間とする。

- 3 (1) 申請受付年月日 平成23年7月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人えんじえる会
- イ 代表者の氏名 大住 雅 昭
- ウ 主たる事務所の所在地 姫路市大津区天満字安田984番地の1
- エ 定款に記載された目的
- この法人は、障害者とその家族に対して、生活支援に関する事業を行い、障害者とその家族が地域の中で安心して生活できる社会の創設に寄与することを目的とする。
- 4 (1) 申請受付年月日 平成23年7月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人あしやNPOセンター
- イ 代表者の氏名 上野 義 治
- ウ 主たる事務所の所在地 芦屋市翠ヶ丘町18番24号
- エ 定款に記載された目的
- この法人は、芦屋市を中心とした地域の市民に対して、市民・行政・企業など様々な主体の協働により、まちづくりに関する事業を行い、地域コミュニティの活性化を通じて、創造性豊かな市民社会の形成に寄与することを目的とする。
- 5 (1) 申請受付年月日 平成23年7月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人まごころ移送サービス
- イ 代表者の氏名 大野 ひろ美
- ウ 主たる事務所の所在地 西宮市山口町名来一丁目13番30号
- エ 定款に記載された目的
- この法人は、地域の高齢者や要介護者など日常生活において交通手段に不便を感じている人々に対して、移送に関する事業を行い、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 6 (1) 申請受付年月日 平成23年7月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人生き生きサポート加古川
- イ 代表者の氏名 佐藤 和 夫
- ウ 主たる事務所の所在地 加古川市加古川町平野24番地の1 グリーンシティA棟404号
- エ 定款に記載された目的
- この法人は、地域の高齢者や障がい者など福祉サービスを必要とする人々、及びその家族に対して、介護、支援、予防、生活援助、啓発に関する事業を行い、保健・医療・福祉の増進と障がい者、高齢者が暮らしやすい社会の実現に寄与することを目的とする。
- 7 (1) 申請受付年月日 平成23年7月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人Future&Hope
- イ 代表者の氏名 石井 洋 二
- ウ 主たる事務所の所在地 川辺郡猪名川町若葉二丁目41番
- エ 定款に記載された目的
- この法人は、地域及び地域住民に対して、環境保全活動と青少年教育を並行して推進しながら、世代間の交流の活性化や幅広い世代が愛を持って互いに助け合うコミュニティーの形成を目指し、キリスト教精神に基づき、森林の管理保全に関する事業、並びに子どもの健全育成等に関する事業を行い、幅広い世代の人々が健やかに暮らせる地域社会づくりに寄与することを目的とする。
- 8 (1) 申請受付年月日 平成23年7月19日
- (2) 特定非営利活動法人の名称等
- ア 名称 特定非営利活動法人日本ハンザキ研究所
- イ 代表者の氏名 栃本 武 良
- ウ 主たる事務所の所在地 朝来市生野町黒川292番地
- エ 定款に記載された目的
- この法人は、オオサンショウウオとそれを取り巻く自然環境の保全及び復元を目指し、同様な主旨を

有する個人や団体などと相互に交流及び協力を行いながら、調査・研究の推進、保全及び復元の技術の開発、学習の支援や人材育成、広報・交流活動並びに普及啓発等の事業を行い、生態系の保全と持続可能な社会の構築に寄与することを目的とする。

9(1) 申請受付年月日 平成23年 7 月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人放課後遊ぼう会
- イ 代表者の氏名 足 立 典 子
- ウ 主たる事務所の所在地 宝塚市仁川台289番地 1
- エ 定款に記載された目的

この法人は、宝塚市内の子どもたちに対して、豊かな放課後づくりに関する事業を行い、子どもの福祉の増進と誰もが安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

10(1) 申請受付年月日 平成23年 7 月19日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人アマモ種子バンク
- イ 代表者の氏名 出 口 一 郎
- ウ 主たる事務所の所在地 西宮市鳴尾浜 1 丁目 1 番 8 号
- エ 定款に記載された目的

この法人は、沿岸域環境の保全および新たな創造のために、アマモ場造成に関する技術の研究と開発を行い、その普及活動を通じて地域社会の発展と環境の調和を図るとともに、地球環境問題に関する国際協力活動を行い、人類の持続的発展に貢献することを目的とする。



都市計画法第36条第 3 項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第 1 項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成23年 8 月 5 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - たつの市龍野町中村字前田196番 4 の一部、197番 2、198番、212番 2、213番、219番 2、220番 1、220番 4、198番地先里道、213番地先水路、213番地先里道、210番 1 地先里道
 - 同 市龍野町中村字宮川223番 2、225番13、225番14、230番 2、232番 1 の一部、233番 5、223番 2 地先水路、230番 2 地先里道、232番 1 地先水路、232番 1 地先里道
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - たつの市誉田町広山428番地の 3
 - 株式会社西村興産 代表取締役 西 村 豊代美
- 3 許可年月日及び許可番号
 - 平成23年 7 月19日
 - 兵庫県指合西播（光土）（建）第 1 - 4 - 2 号（22たつの）



大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べる事ができる。

平成23年 8 月 5 日

淡路県民局長 藤 原 道 生

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名称 テックランド洲本店

所在地 洲本市納字トカリ268番1ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ヤマダ電機
 代表者の氏名 山 田 昇
 住所 群馬県高崎市栄町1番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 名称 株式会社ヤマダ電機
 代表者の氏名 山 田 昇
 住所 群馬県高崎市栄町1番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
 平成24年3月20日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 1,982.4平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
 90台
 - (2) 駐輪場の収容台数
 57台
 - (3) 荷さばき施設の面積
 95平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
 37.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社ヤマダ電機	午前10時	午後10時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 午前9時30分から午後10時30分まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
 出入口1箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日
 平成23年7月19日
- 9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
 兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課
 - (2) 縦覧期間
 平成23年8月5日から4月間
- 10 意見書の提出期限及び提出先
 - (1) 提出期限
 平成23年12月6日
 - (2) 提出先
 淡路県民局洲本土木事務所まちづくり課
 〒656-0021 洲本市塩屋2-4-5



落札者等の公示

落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 8 月 5 日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
走査型プローブ顕微鏡 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地
兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167
- 3 落札者を決定した日
平成23年 7 月14日
- 4 落札者の名称及び住所
姫路科学株式会社 姫路市手柄 2 - 121
- 5 落札金額
17, 598, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告した日
平成23年 6 月 3 日

~~~~~

**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成23年 8 月 5 日

契約担当者

兵庫県立大学事務局長 楠 見 清

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
小角 X線構造解析装置 一式
- 2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地  
兵庫県立大学姫路書写キャンパス 姫路市書写2167
- 3 落札者を決定した日  
平成23年 7 月14日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社リガク 大阪支店 大阪府高槻市赤大路町14- 8
- 5 落札金額  
39, 900, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告した日  
平成23年 6 月 3 日